

※国資料：第9回看護基礎教育検討会資料抜粋

第9回 看護基礎教育検討会

議事次第

日時：令和元年9月12日（木）

14時00分～16時30分

場所：TKP新橋カンファレンスセンターホール15E

【議題】

1. 各ワーキンググループにおける検討状況について
 - (1) 看護師ワーキンググループ
 - (2) 保健師ワーキンググループ
 - (3) 助産師ワーキンググループ
 - (4) 准看護師ワーキンググループ
2. 教育体制・教育環境に係る見直しについて
3. その他

【資料】

- 資料1 看護師ワーキンググループにおける検討状況
- 資料2 保健師ワーキンググループにおける検討状況
- 資料3 助産師ワーキンググループにおける検討状況
- 資料4 准看護師ワーキンググループにおける検討状況
- 資料5 教育体制・教育環境に係る見直しについて（案）

参考資料1 看護師等養成所の都道府県による実習施設の調整状況について

参考資料2 看護基礎教育検討会報告書骨子（案）

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン改正について（案）

【准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（資料4-2）】

- 准看護師養成所における教育の標準化を図るため、「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を新たに策定した。
- 策定に当たっては、検討会から示された「将来を担う准看護師に求められる能力」をもとに、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を参考にしつつ、免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準について検討した。
- 准看護師の業務範囲は、法律の規定上、看護師と違いがあることから、それが明確になるよう、別表の冒頭に「法令に基づき、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて療養上の世話及び診療の補助を行う。」旨を示した。
- 准看護師の業務範囲等を踏まえて実践能力の構成要素を設定し、准看護師養成所の教育実態及び看護師教育とのつながり等を考慮した到達目標とした。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン改正について（案）

【教育内容・方法等の充実（資料4-3）】

＜教育の基本的考え方＞

- 「准看護師教育の基本的考え方」については、保健医療福祉を取り巻く状況等を踏まえ、看護師教育の基本的考え方の見直しも参考にしつつ、3項目を新設し、内容の充実を図った。

＜教育内容の分野の区分＞

- 教育内容の枠組みについて、従来は「科目」として示していたが、看護師教育と同様に「分野」として示すこととした。
- 准看護師に求められる実践能力を習得できるよう、時間制及び総時間数（1,890 h）は維持し、各分野の枠を超えて教育内容を見直した。

＜基礎分野＞

- 専門基礎分野及び専門分野の教育の土台になるよう、また看護師教育との連動も考慮しつつ教育内容を見直し、「論理的思考の基盤」、「人間と生活・社会」に変更し、学ぶべき内容が明確になるよう留意点に記載した。

＜専門基礎分野＞

- 臨床場面において薬物による生理的变化を理解することの重要性を鑑み、薬理を35時間から70時間に強化した。
- 「看護と倫理」及び「患者の心理」は、「基礎看護」において学ぶ内容であることから、専門分野に移動させた。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン改正について（案）

＜専門分野＞

- 基礎看護については、地域包括ケアの推進や、疾病構造の変化に伴い、対象や療養の場の多様化に対応する能力を強化するために、健康等の概念や、看護における倫理、在宅などの多様な場における療養生活について、また基礎的な災害時の看護について学ぶ内容となるよう、留意点を修正した。
- 基礎看護の看護概論は、これまで専門基礎科目に位置づけられていた看護と倫理を含む内容として整理したことにより、35時間から70時間に強化し、基礎看護技術は、これまで専門基礎科目に位置づけられていた患者等の心理を含む内容として整理したことにより、210時間から245時間に強化し、コミュニケーション技術を習得する内容とするよう、留意点に盛り込んだ。
- さらには、准看護師の実践能力向上のためには、シミュレーション教育を活用し、実践に結びつけられるよう教授方法の工夫が求められることから、その旨を留意点に追記した。

＜臨地実習＞

- 自身の行った看護実践の振り返りを通じて、安全・安楽な看護について考えを深め、よりよい看護を実践するチームの一員として役割を発揮できるよう、また対象や療養の場の多様化に対応する能力を高めることができる実習となるよう、留意点の記載内容を充実させた。

【准看護師と介護福祉士の科目履修の免除】

- 准看護師課程と介護福祉士課程の科目履修の免除については、看護師と同様に、基礎分野に限り可能とすることとした。

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（案）

第9回 看護基礎教育検討会
 資料4-2
 令和元年9月12日

別表13改正案

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

案

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う
 ※法令に基づき、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて療養上の世話及び診療の補助を行う

看護師の実践能力		卒業時の到達目標		
構成要素		構成要素	卒業時の到達目標	
I群 ヒューマンケアの 基本的な 能力	A. 対象者の理 解	1 対象者の状態を理解するのに必要な人体の構造と機能について理解する	I群 ヒューマンケアの基本的な能力	1 対象者の状態を理解するのに必要な基礎的な人体の構造と機能について理解する
		2 胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する		2 胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する基礎的な知識をもとに対象者を理解する
		3 対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する		3 対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する
	B. 実施する 看護についての説明責 任	4 実施する看護の根拠・目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する	B. 実施する 看護についての説明責 任	4 実施する看護の目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
		5 ※11・50と統合		
		6 ※11と統合		
	C. 倫理的な 看護実践	7 看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する ※11から移動	C. 倫理的な 看護実践	5 看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		8 対象者の尊厳を守る意味を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる		6 対象者の尊厳を守る意味を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		9 対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切な行動をとる		7 対象者の情報の取扱いの方法を理解し、適切な行動をとる
		10 対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、擁護的立場で行動する		8 対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、擁護的立場で行動する
	D. 援助的関 係の形成	11 ※7の前へ移動	D. 援助的関 係の形成	
		12 対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築する		
		13 対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる		
		14 必要な情報を対象者の状況に合わせた方法で提供する		
		15 ※13・14と統合		
II群 根拠に基づき、看 護を計画的に実践 する能力	E. アセスメ ント	16 健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する	E. 情報収集	10 対象者を理解するために必要な情報を収集する
		17 情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断する		
	F. 計画	18 根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する	F. 計画	11 立案された看護計画について理解する
		19 看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する		
	G. 実施	20 計画に基づき看護を実施する	G. 実施	12 計画された看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		21 ※22と統合		13 対象者の安全・安楽・自立／自律に留意しながら、計画された看護を実施する
		22 対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立／自律に留意しながら看護を実施する		14 看護援助技術を対象者の状態に合わせて実施する
		23 ※25と統合		15 対象者の状態が変化し、指示の範囲外である場合には、医師、歯科医師又は看護師に指示を求める
		24 ※25と統合		16 実施した看護と対象者の反応を報告し、記録する
	H. 評価	25 実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す	H. 評価	17 実施した看護の結果について、評価された内容や修正された計画を理解する
		26 評価に基づいて計画の修正をする		

看護師の実践能力		卒業時の到達目標	
構成要素			
Ⅲ群 健康の保持・増進、疾病的予防、健康的回復にかかる実践能力	I. 健康の保持・増進、疾病的予防	27 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を説明する	准看護師の実践能力 構成要素 I. 健康の保持・増進、疾病的予防
		28 環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する	18 生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の基本的な役割を理解する
		29 ※27・30と統合	19 環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
		30 対象者及び家族に合わせた必要な資源を理解し、生活指導を実施する	
		31 ※2・27と統合	
	J. 急速に健康状態が変化する対象への看護	32 急速に健康状態が変化する（周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等）対象の病態や、治療とその影響について理解する	J. 健康の回復、苦痛の緩和 構成要素 J. 健康の回復、苦痛の緩和
		33 ※32と統合	20 対象者の健康状態や、実施される治療とその影響について理解する
		34 ※19と統合	
		35 基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する	
		36 健康状態の急速な変化に気付き、迅速に報告する	
K. 慢性的な変化にある対象への看護		37 合併症予防のために必要な看護を理解し、回復過程を支援する	21 対象者の状態の変化について迅速に報告する
		38 日常生活の自立／自律に向けた回復過程を支援する	22 合併症予防のために必要な看護を理解する
		39 ※3・20と統合	23 立案された看護計画に基づき、心身の苦痛の緩和及び日常生活の自立／自律に向けた療養生活を支援する
		40 慢性的な経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明する	
		41 ※40と統合	
		42 対象者及び家族が健康課題に向き合う過程を支援する	
		43 健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質（QOL）の維持・向上に向けて支援する	
		44 ※43と統合	
		45 急性増悪の予防・早期発見・早期対応に向けて継続的に観察する	
		46 ※43と統合	
L. 終末期にある対象への看護		47 終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援する ※48と順序入れ替え	K. 終末期にある対象への看護 構成要素 K. 終末期にある対象への看護
		48 終末期にある対象者の意思を尊重し、その人らしく過ごせるよう支援する ※47と順序入れ替え	24 終末期にある人の治療と苦痛を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する
		49 終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する	25 終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する
			26 基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する
IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	M. 看護専門職の役割	50 看護職の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する	IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力 構成要素 L. 看護専門職の役割
		51 ※50と統合	27 准看護師の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
	N. 看護チームにおける委譲と責務	52 ※60の次へ新項目追加	
		53 ※50・60・61と統合	
		54 ※60の次へ新項目追加	
	O. 安全なケア環境の確保	55 リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明する	M. 安全なケア環境の確保 構成要素 M. 安全なケア環境の確保
		56 ※55と統合	28 リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方を理解する
		57 ※55と統合（技術項目にも含まれる）	29 治療薬の安全な管理について理解する
		58 感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施する	30 感染防止の手順を遵守する
	P. 保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働	59 関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する	N. 保健・医療・福祉チームにおける看護師・准看護師及び他職種の機能・役割 構成要素 N. 保健・医療・福祉チームにおける看護師・准看護師及び他職種の機能・役割
V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力		60 保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する	31 対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		61 対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する	32 対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		62 ※64と統合	33 対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う
		63 ※削除	
		64 対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践する	
	Q. 地域包括ケアシステムにおける看護の役割	65 地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解する	0. 地域包括ケアシステムにおける看護の役割 構成要素 0. 地域包括ケアシステムにおける看護の役割
		66 ※65と統合	34 地域包括ケアシステムの観点から、多様な場における看護の基本的な機能と役割について理解する
		67 日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する ※68と順序入れ替え	
		68 諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を知る ※67と順序入れ替え	
		69 ※60・65と統合	
R. 継続的な学習		70 ※71と統合	V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力 構成要素 P. 継続的な学習
		71 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解する	35 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力の維持・向上に努める
	S. 看護の質の改善に向けた活動	72 看護の質の向上に努める必要性を理解する	
		73 看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的吟味をすることの重要性を理解する	

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン
別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等(案)

第9回 看護基礎教育検討会

資料4-3

令和元年9月12日

現行

准看護師教育の基本的考え方		
1) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。		
2) 病気をもつた人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。		

教育内容	時間数	留意点
基礎科目	国語	35
	外国語	35
	その他	35 文学、生物、化学、現代社会、カウンセリングなど新たに科目を設定したり、国語、外国语の時間を増やしたりするなど、各養成所において独自に編成する。
小計		105
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	105 人体の仕組みと働きや疾病の成り立ちの概要及び疾病的回復に必要な薬物や栄養等を理解し、的確な観察や安全な援助ができるための基礎的な内容とする。
	食生活と栄養	35
	薬物と看護	35
	疾病的成り立ち	70
	感染と予防	35
	看護と倫理	35 患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。
	患者の心理	35 人間の生活や疾病・障害を有する人々の心を理解し、対象者とのコミュニケーションの基盤となるような内容とする。
	保健医療福祉の仕組み	35 保健医療福祉制度における准看護師の役割を知り、他の医療従事者と協調できる能力を養える内容とする。
小計		385
専門科目	基礎看護	看護の各領域に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。特に、看護技術については、その根拠を理解し、患者の状態に応じて正確に安全・安楽に行うことができる内容とする。さらに、患者の状態や変化を適切に報告し、記録できる能力を養える内容とする。 看護の各領域における対象について理解し、それらに対する看護の概要について学ぶこととする。 特に、精神看護は、精神障害時の看護を理解できる内容とする。
	看護概論	35
	基礎看護技術	210
	臨床看護概論	70
	成人看護	210
	老年看護	70
	母子看護	70
	精神看護	70
	小計	665
	臨地実習	各科目で学んだ療養上の世話と診療の補助を中心に体験させ、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得できる内容とする。
	基礎看護	210
	成人看護	385
	老年看護	70
	母子看護	70
	精神看護	70
小計		735
総計		1,890

改正案

<現行からの変更部分は赤字>

准看護師教育の基本的考え方		
新 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。		
1) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。		
2) 病気をもつた人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。		
新 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果す基礎的能力を養う。		
新 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。		
教育内容	時間数	留意点
基礎分野	論理的思考の基礎	35 コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術（ICT）の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。 保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う。
	人間と生活・社会	35 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。
	小計	70
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105 人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。 疾病的成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。
	栄養	35
	薬理	70
	疾病的成り立ち	105
	保健医療福祉の仕組み	35 准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。
	看護と法律	
	小計	350
	基礎看護	看護の基礎となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理の他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。 根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。 さらに、患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。
専門分野	看護概論	70
	基礎看護技術	245
	臨床看護概論	70
	成人看護	210
	老年看護	70
	母子看護	70
	精神看護	70
	小計	735
臨地実習		
専門分野	基礎看護	210 看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験させるようとする。 自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う。
	成人看護	385
	老年看護	70
	母子看護	70
	精神看護	70
小計		735
総計		
1,890		

看護基礎教育検討会報告書骨子案

I. はじめに

II. 看護基礎教育をめぐる現状及び課題について

III. 看護基礎教育の見直しの方向性について

IV. 保健師教育の内容と方法について

1. 保健師に求められる能力

1) 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度

2. カリキュラム改正案

V. 助産師教育の内容と方法について

1. 助産師に求められる能力

1) 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

2) 助産師教育の技術項目と到達度

2. カリキュラム改正案

VI. 看護師教育の内容と方法について

1. 看護師に求められる能力

1) 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

2) 看護師教育の技術項目と到達度

2. カリキュラム改正案

VII. 准看護師教育の内容と方法について

1. 准看護師に求められる能力

1) 准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

2. カリキュラム改正案

VIII. 教育体制・環境について

1. 教育体制・環境をめぐる現状と課題を踏まえた改正の方向性

1) 教員等

2) 実習施設

3) 教育環境

IX. 今後の課題等について